

## 厚木市放射線測定器貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が所有する放射線測定器（以下「測定器」という。）を市民に貸し出すことにより、市民が生活域における放射線量を自ら測定し、安全を確認することを目的とする。

### (測定器)

第2条 測定器の種類は、シンチレーション式サーベイメータとする。

### (貸出対象者)

第3条 測定器の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する20歳以上の者
- (2) 市内の自治会及び市内に拠点を有する団体

### (貸出日時等)

第4条 測定器の貸出日は、月曜日から金曜日まで（厚木市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する日を除く。）とし、貸出期間は、貸出日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、前条第2号に規定する団体に貸出しする場合にあっては、この限りではない。

### (貸出台数)

第5条 測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

### (貸出料)

第6条 測定器の貸出料は、無料とする。

### (貸出手続)

第7条 測定器の貸出しを受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、あらかじめ市へ電話又は窓口で貸出しの予約を行わなければならない。

- 2 予約の受付は、貸出しを受けようとする日の1箇月前の日から行うことができる。
- 3 申込者は、放射線測定器借用申込書により、市長に申し込まなければならない。
- 4 申込者は、申込みの際、健康保険証、運転免許証その他確認できる書類を提示又は提出しなければならない。

### (禁止事項等)

第8条 測定器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、測定器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 他人の敷地内を無断で測定する行為
  - (2) 営利目的の行為
  - (3) 第三者に対する転貸、譲渡等
- 2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間内であっても測定器の返納を求めることができる。
- (1) 虚偽その他の不正手段により測定器の貸出しを受けた場合
  - (2) この要綱の規定に違反した場合

### (返納及び報告)

第9条 借受者は、測定器の破損や異常等を確認し、第4条の貸出期間内までに返納し、

放射線測定結果報告書を提出するものとする。

(再測定の実施)

第10条 市は、放射線測定結果で、市の基準値毎時0.19マイクロシーベルトを超えた場合は、市が所有する別の測定器で再測定を行い、除染等の指導を行うものとする。

(弁償)

第11条 借受者は、測定器を破損又は紛失等した場合は、これを修理又は相当と認める額をもって弁償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第12条 借受者の測定器の誤った使用方法により生じた事故又は貸出期間中における測定器の管理不備により生じた事故に対しては、市は一切の責任を負わない。

付 則

この要綱は、平成24年1月23日から施行する。